

都市計画道路 大阪中央環状線  
都市計画道路 大阪モノレール専用道

## 事業概要

大阪府モノレール建設事務所

# 目次

## 1. 事業の概要

## 2. 事業認可による効果と制限

## 3. 今後の手続きとスケジュール

## 4. 各駅舎のイメージ

# 事業の概要

## 大阪モノレール延伸事業について

### ◆目的

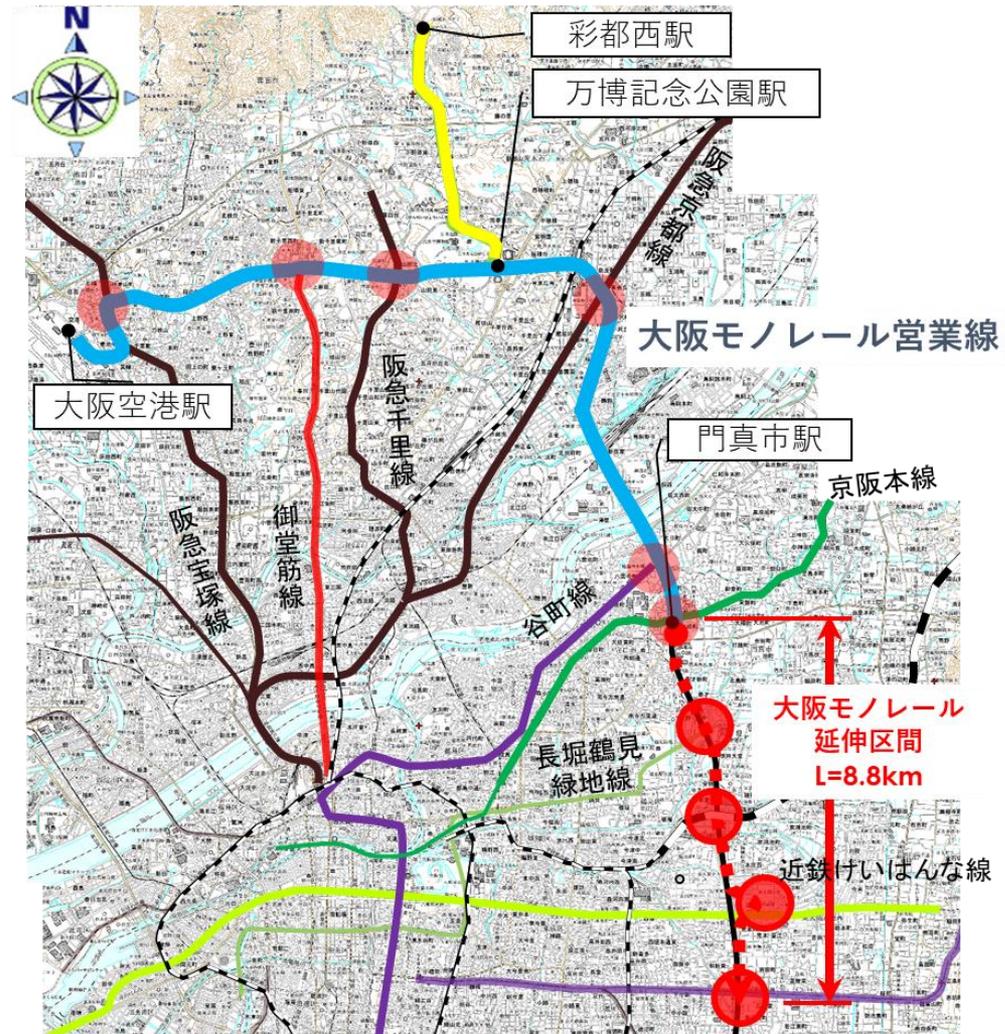
大阪モノレールは、大阪都心部から放射状に延びた鉄道6路線と環状方向に結節し、広域的鉄道ネットワークを形成しています。延伸事業により、新たに4路線と結節することで鉄道ネットワークの機能強化を図ります。

今回、門真市駅から南に延伸し、新たに

- ・ (仮称) 門真南駅
- ・ (仮称) 鴻池新田駅
- ・ (仮称) 荒本駅
- ・ (仮称) 瓜生堂駅

を建設する計画で地域の活性化に寄与します。

延伸区間は令和11年の開業を目指しています。



# 事業の概要

## ■事業認可の概要

### 1. 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業

3・1・223-1号、3・1・227-1号 大阪中央環状線

東部大阪都市計画道路事業

9・7・223-1号、9・7・227-1号 大阪モノレール専用道

### 2. 施行者の名称

大阪府

### 3. 事業地の所在

門真市新橋町 ～ 東大阪市瓜生堂一丁目

### 4. 延長

約8.8 km

### 5. 幅員

約7.6 m ～ 45.5 m

### 6. 事業施行の期間

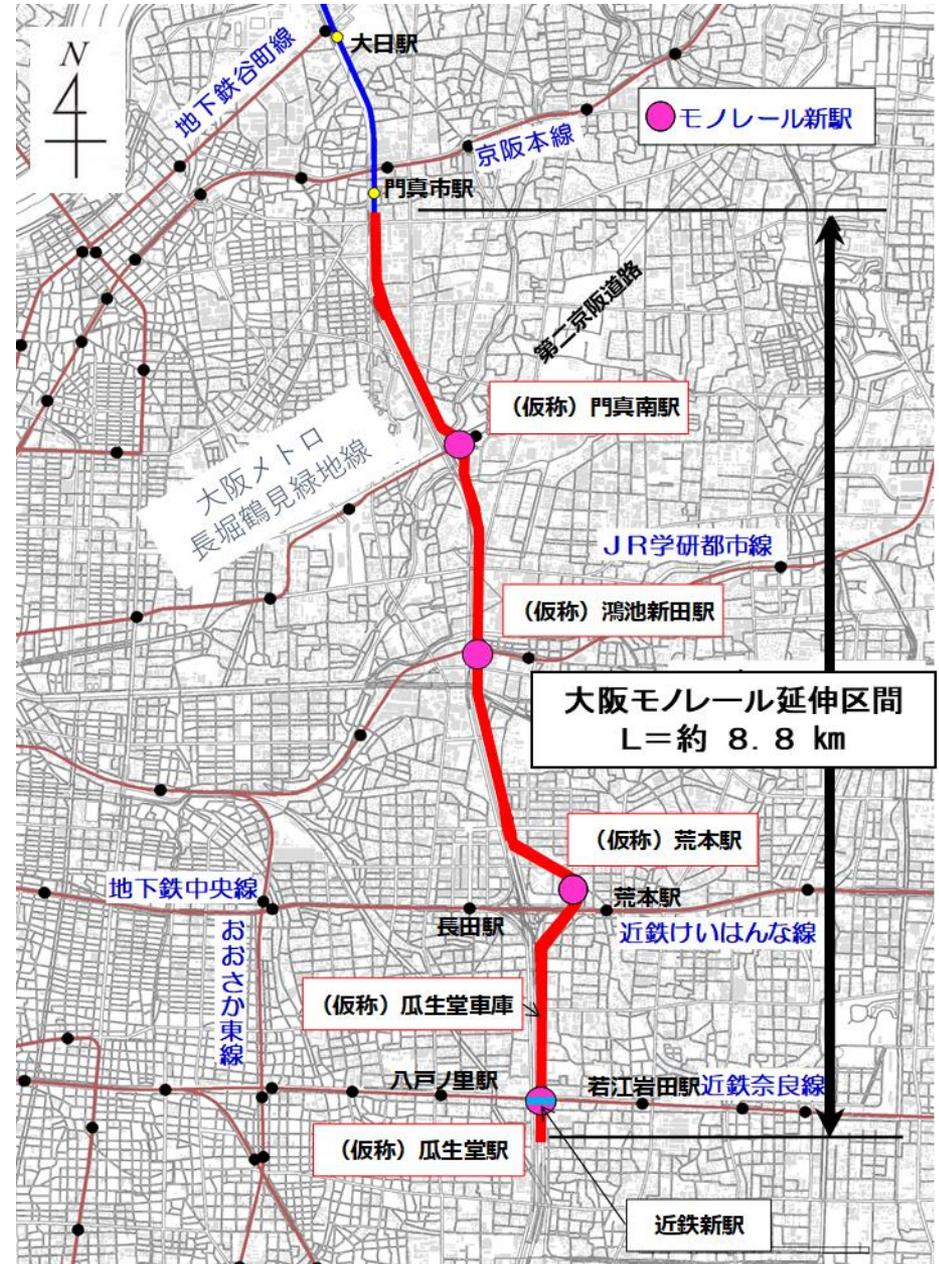
令和2年3月27日 ～ 令和11年3月31日

# 事業の概要

## ◆ルート設定の考え方

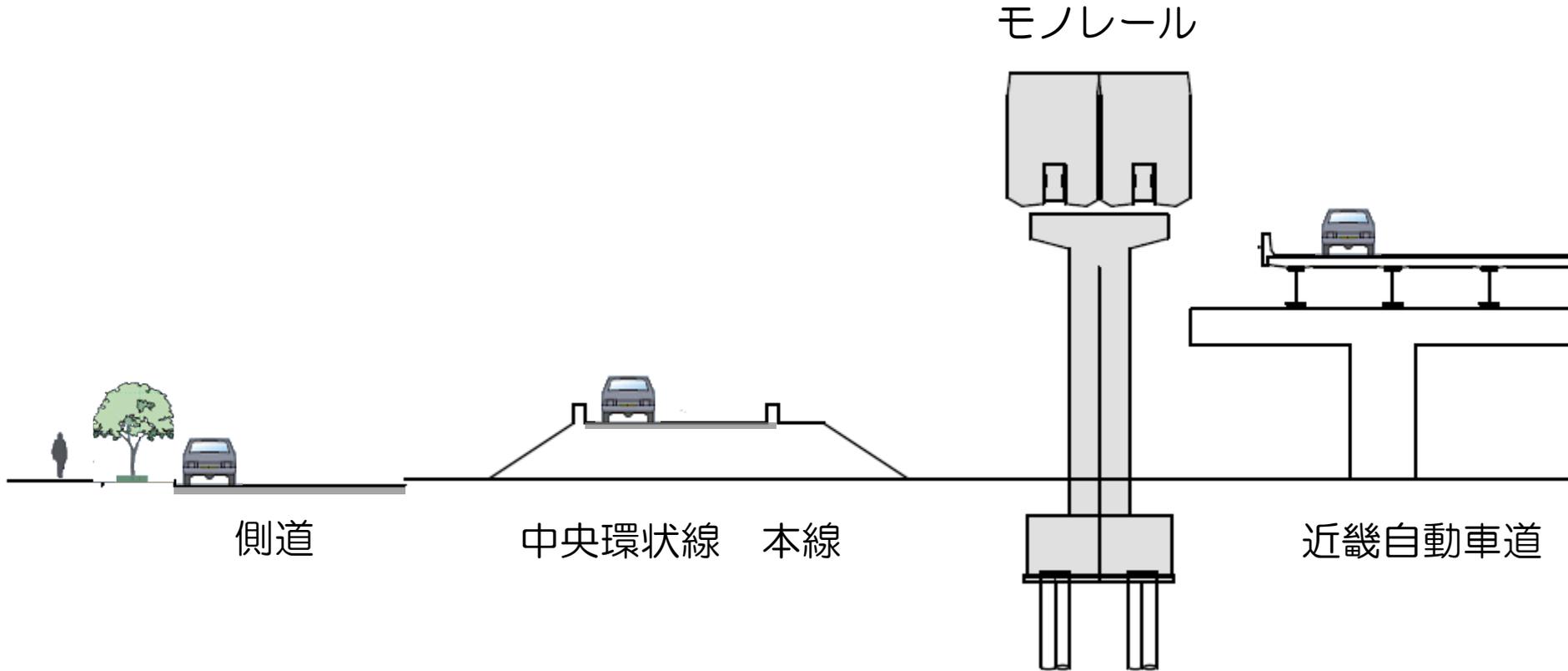
モノレール新駅の各駅間を結ぶルートは、大阪中央環状線などの道路空間を通すことを基本とし、走行性、経済性、施工性を考慮し、設定しました。

ただし、現場条件によって、分離帯や歩道等に設置する場合があります、特に歩道等に設置するときは用地買収が必要となります。



# 事業の概要

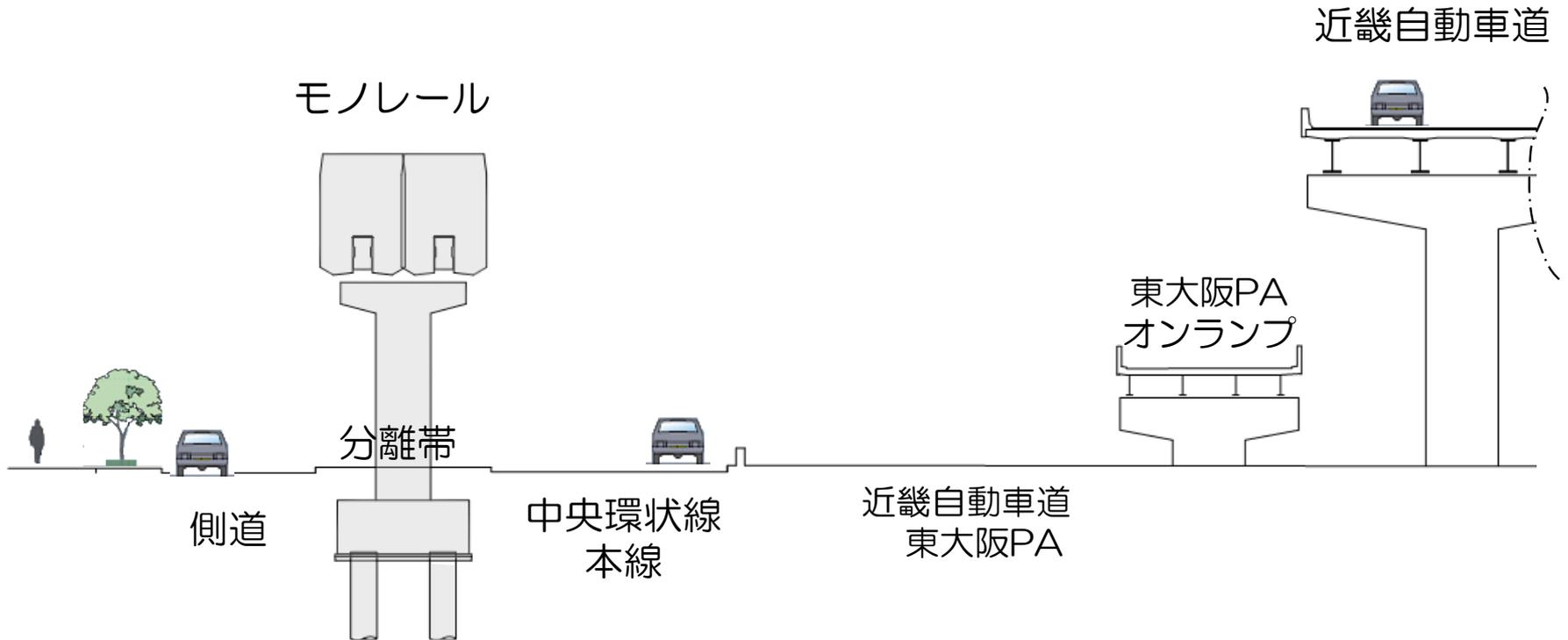
代表断面イメージ



※断面図はイメージです。詳細設計時に変更となる場合があります。

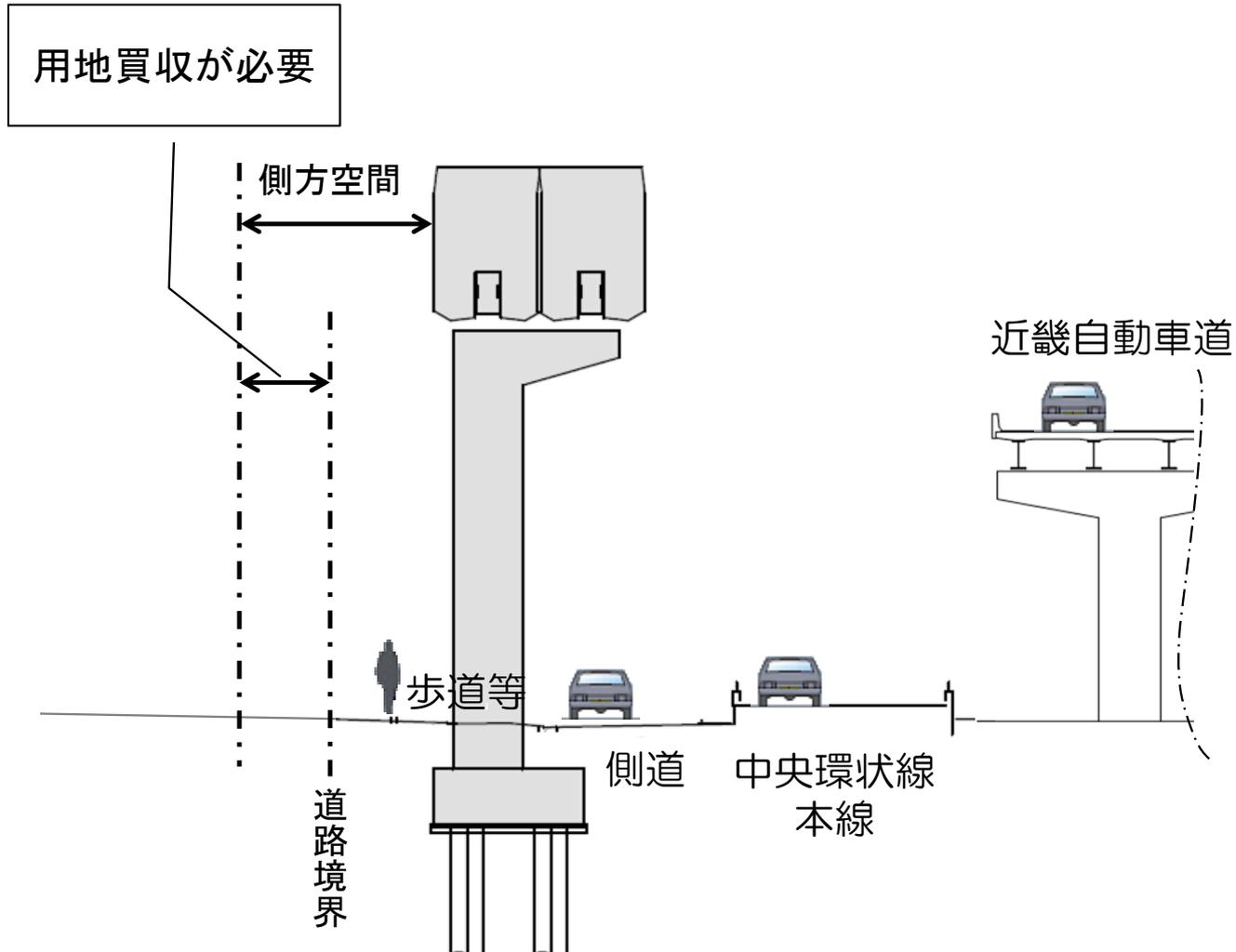
# 事業の概要

代表断面イメージ（分離帯にモノレールを設置する場合）



# 事業の概要

代表断面図（歩道にモノレールを設置する場合）



# 事業の概要

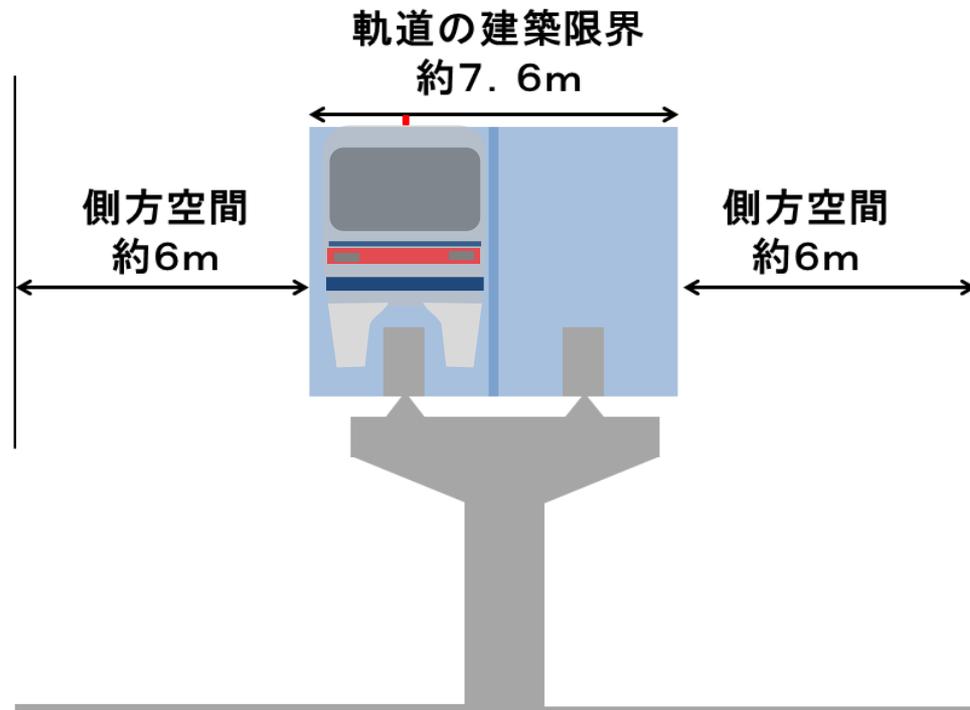
## モノレールの必要幅員

### ○軌道の建築限界

- ・  $W = \text{約} 7.6 \text{ m}$

### ○側方空間の確保

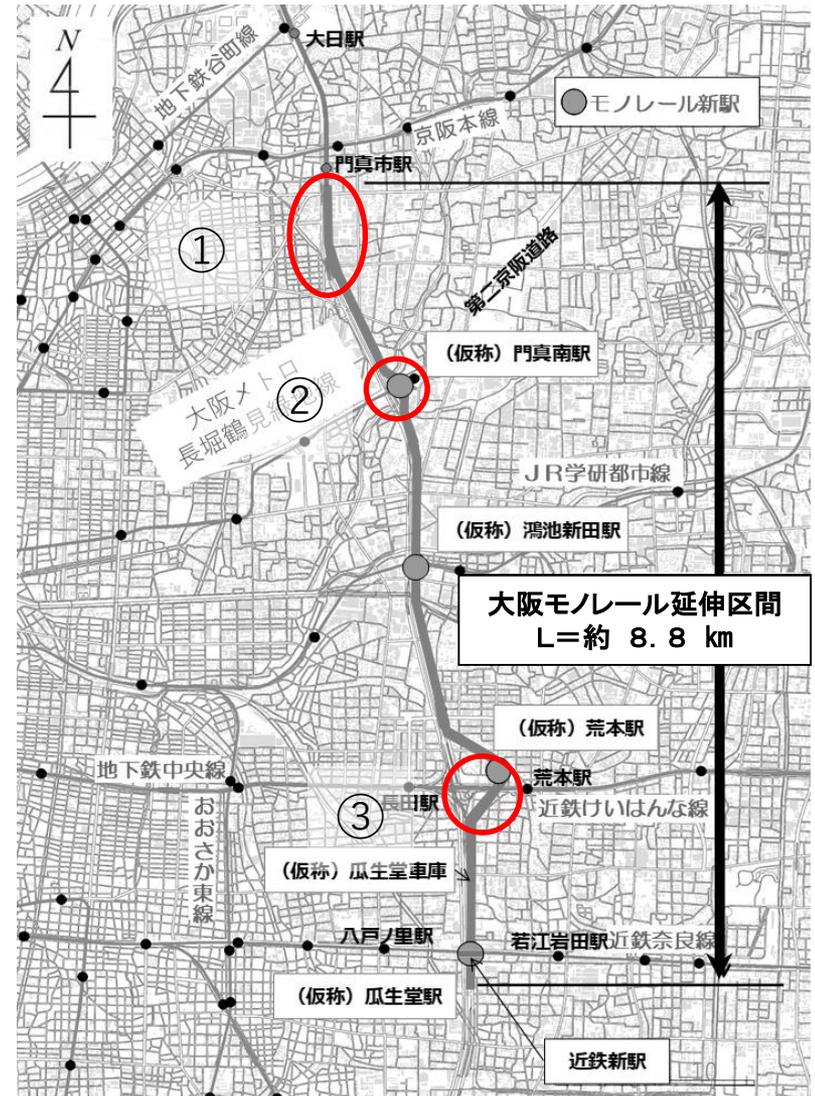
- ・ 軌道の建築限界から約  $6 \text{ m}$  必要



# 事業の概要

## 用地買収が必要となる区間

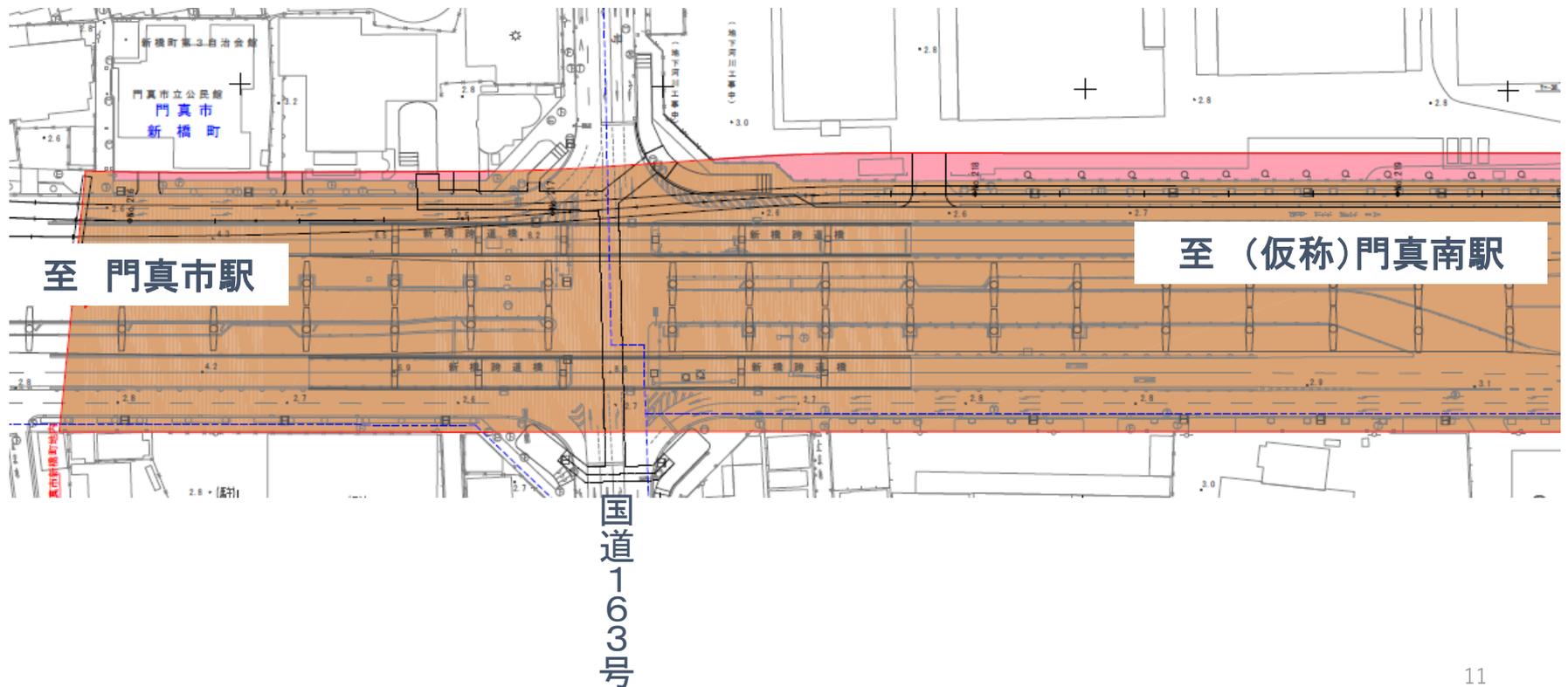
- ① 門真市新橋町  
松生町 地内
- ② 門真市ひえ島町  
三ツ島三丁目 地内
- ③ 東大阪市荒本西四丁目  
荒本西三丁目 地内



# 事業の概要

## 用地買収が必要となる区間

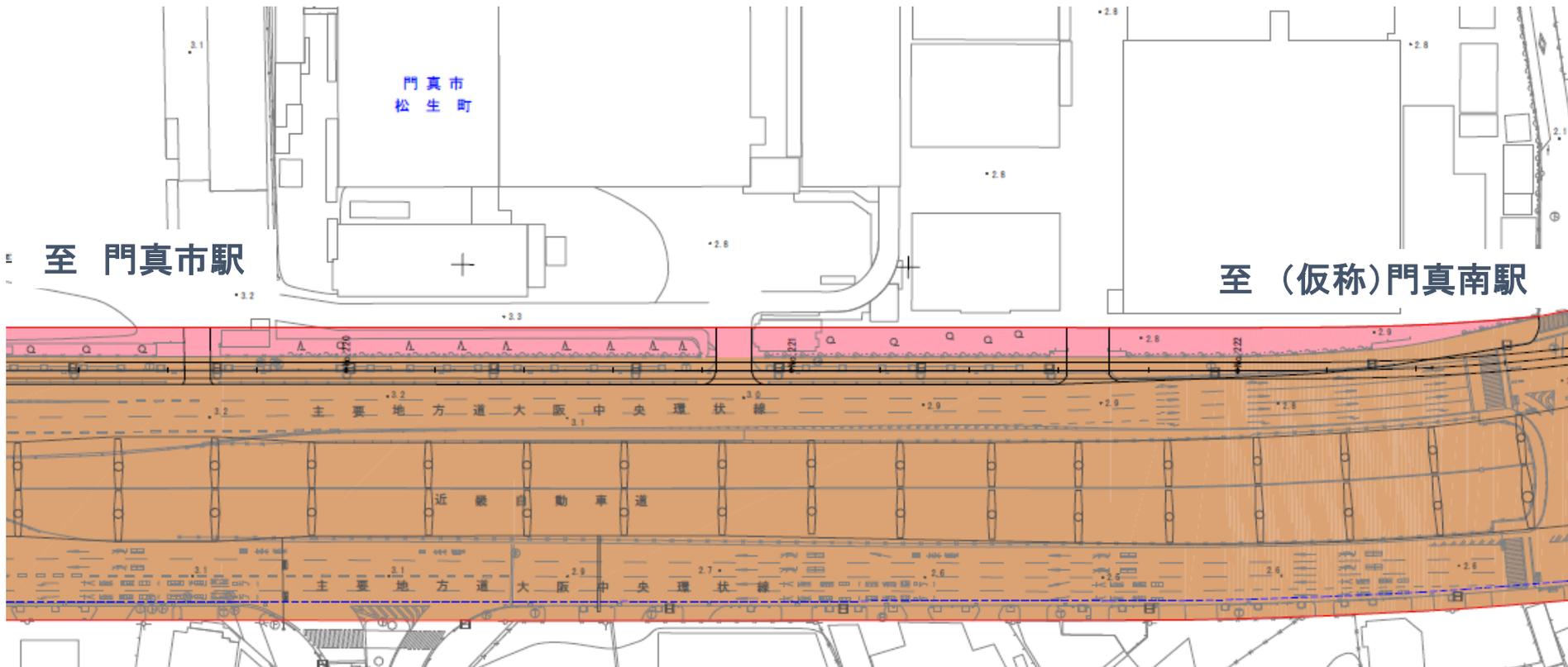
①門真市新橋町、松生町地内



# 事業の概要

## 用地買収が必要となる区間

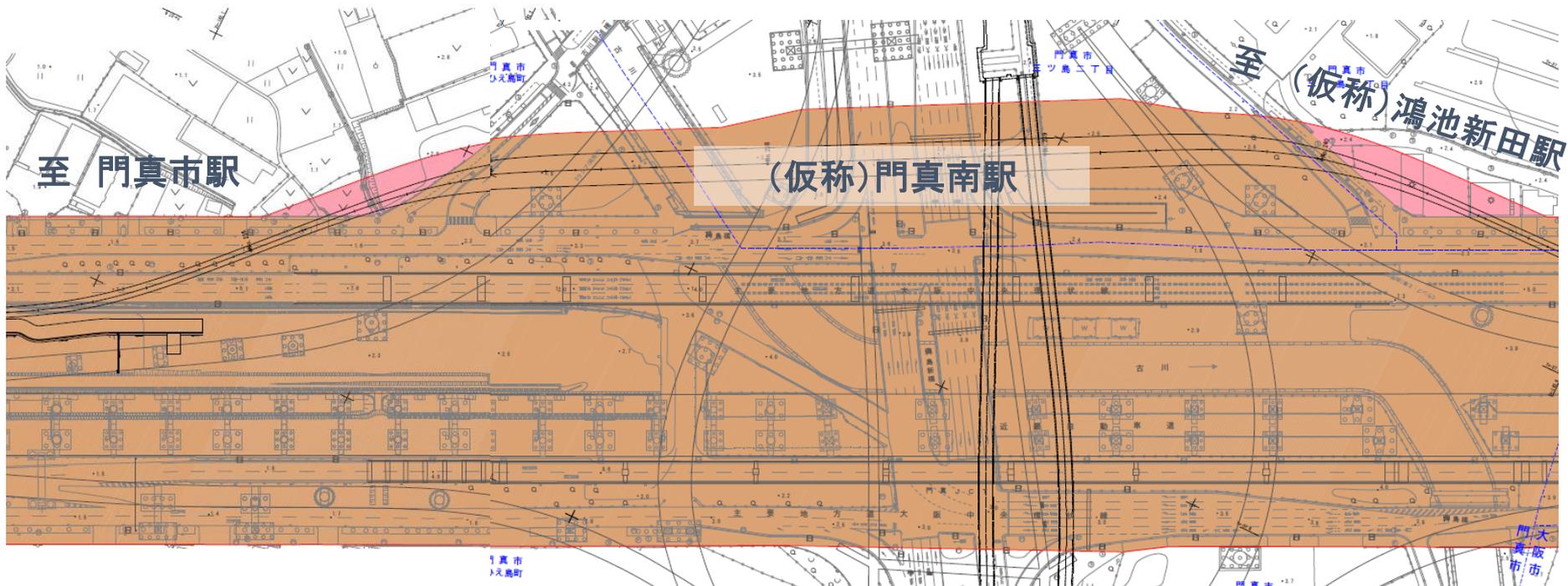
### ①門真市新橋町、松生町地内



# 事業の概要

## 用地買収が必要となる区間

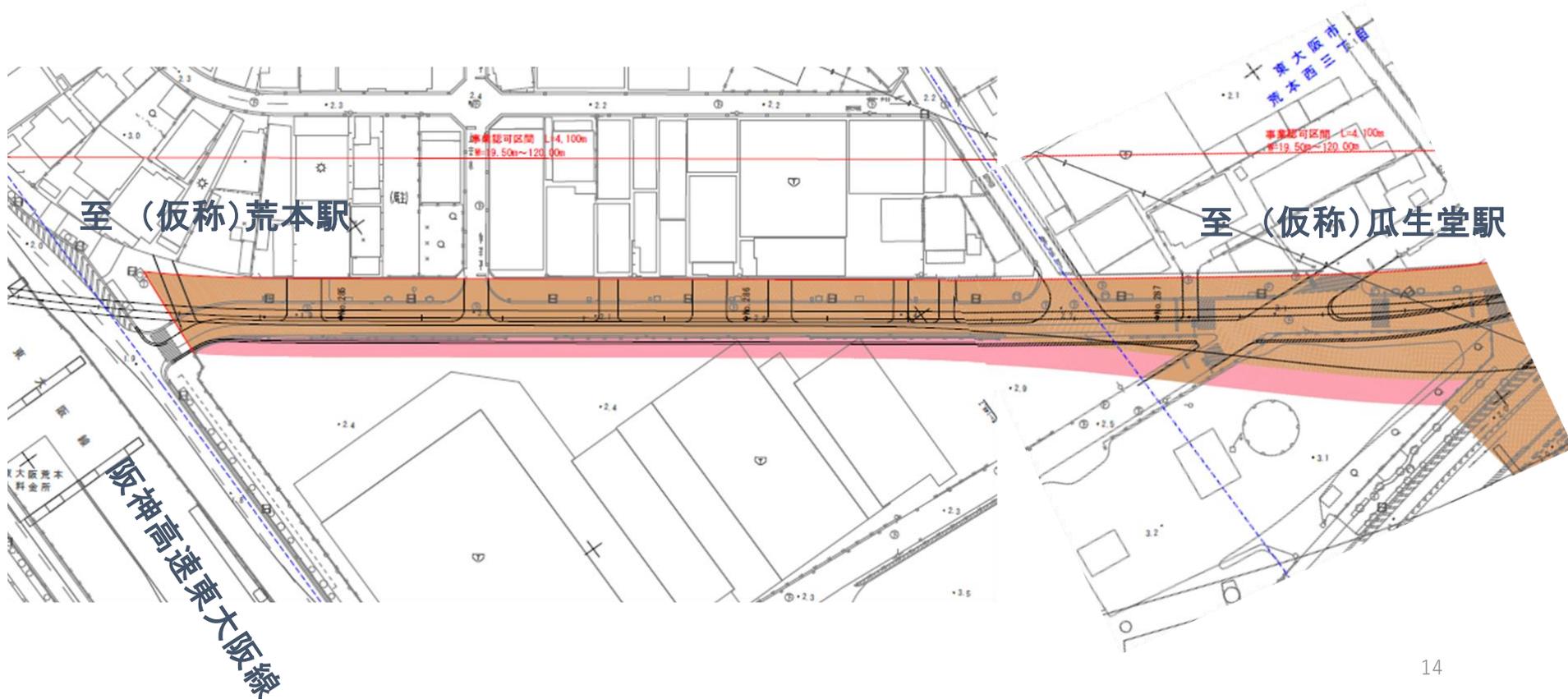
②門真市ひえ島町、三ツ島三丁目地内



# 事業の概要

## 用地買収が必要となる区間

③東大阪市荒本西四丁目、荒本西三丁目地内



# 事業の概要

## 計画工程表

年度 項目	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
測量 調査・設計	■											開 業
用地測量 境界確定		■										
物件調査 用地買収			■									
モノレール 工事			■									

※予定の工程表であり変更になる場合があります。

# 目次

1. 事業の概要

2. 事業認可による効果と制限

3. 今後の手続きとスケジュール

4. 各駅舎のイメージ

# 事業認可による効果と制限

## ①建築等の制限（都市計画法第65条）

事業地内において、都市計画事業の施行の障害となる土地の形質の変更や建築物の建築等を行う場合は、許可が必要です。

## ②土地建物等の先買い権（都市計画法第67条）

事業地内の土地、建物を有償で譲り渡そうとする場合には、譲渡予定の対価の額や譲渡の相手等について大阪府に届け出が必要です。

## ③土地収用法の適用（都市計画法第69・70条）

事業認可の告示により土地収用法上の「事業の認定の告示」がなされたものとみなされます。

# 事業認可による効果と制限

■事業認可による効果と制限の内容について看板で周知しております。

## 事業施行掲示板設置箇所

- ①門真市 1箇所
- ②東大阪市 1箇所



# 事業認可による効果と制限

## ■事業認可看板の内容

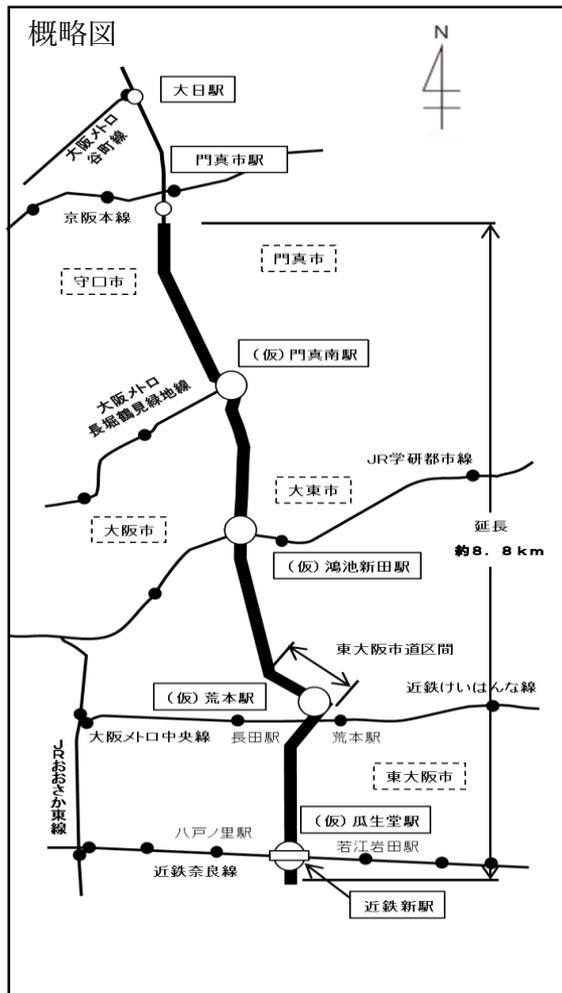
### 事業認可に伴う制限等

東部大阪都市計画道路事業3・1・223-1号大阪中央環状線、東部大阪都市計画道路事業3・1・227-1号大阪中央環状線、東部大阪都市計画道路事業9・7・223-1号大阪モノレール専用道及び東部大阪都市計画道路事業9・7・227-1号大阪モノレール専用道を次のとおり実施します。なお、これに伴い、事業地内の土地建物等を有償で施行者以外の者に譲り渡す場合には下記6～7に掲げる制限があります。

- 都市計画事業の種類および名称
 

東部大阪都市計画道路事業 3・1・223-1号	大阪中央環状線
東部大阪都市計画道路事業 3・1・227-1号	大阪中央環状線
東部大阪都市計画道路事業 9・7・223-1号	大阪モノレール専用道
東部大阪都市計画道路事業 9・7・227-1号	大阪モノレール専用道
- 施行者の名称 大阪府
- 事務所の所在地および名称  
大阪府八尾市荘内町二丁目1番36号 大阪府モノレール建設事務所
- 事業地の所在  
大阪府門真市新橋町 地内～大阪府東大阪市瓜生堂一丁目 地内
- 建築の制限  
事業地内において、事業の施行の障害となる恐れがある土地の形質の変更や建築物の建築等には許可が必要となります。
- 譲渡予定対価の額等の届出  
事業地内の土地、建物等を有償で譲り渡そうとされる場合には、次に掲げる事項を施行者に届け出なければなりません。(届け出書の様式については、上記事務所でお尋ねください。)  
 (1) 譲渡の予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もった額)  
 (2) 譲渡の相手 住所 氏名
- 届出先  
大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府知事  
(大阪府モノレール建設事務所を経由すること)
- 売買の成立  
届け出のあった後30日以内に施行者が届け出をした者に対し、当該土地建物等を買取る旨の通知をしたときは、施行者と届け出をした者との間に、予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。
- 事業地の範囲  
別図のとおり  
なお、事業地の詳細については、本事業地に関する図面を大阪府、門真市、守口市、大阪市、大東市および東大阪市において縦覧しております。
- 注意事項  
6. に掲げる届けをしないうで事業地内の土地建物等を有償で譲渡した者は、50万円以下の過料に処せられることが、都市計画法第95条に定められておりますので、特にご注意下さい。  
なお、疑問点についてのお尋ねは、上記事務所(072-994-1515(代))にご連絡下さい。

大阪府



### 関係者各位

大阪府が皆様のご協力のもとに進めることとなりました東部大阪都市計画道路事業大阪中央環状線および東部大阪都市計画道路事業大阪モノレール専用道について、令和2年3月27日付けの近畿地方整備局告示第54・55号により、都市計画法第59条第2項の規定に基づく事業認可の告示がなされました。

本事業のような都市計画事業では告示の日から満1年を経過する毎に土地収用法上の「事業の認定の告示」が新たになされたものとみなされることになっております。したがって本事業においては令和2年3月27日から土地収用法の種々の規定が適用されることになっております。

この告示がなされますと、この事業用地に対する補償額の算定は告示の時の価格を基準として、買取時点の価格を算定するとともに、土地所有者等は、土地の収用裁決を申請するよう大阪府に請求でき、またその土地の補償金を支払うよう併せて請求できるなど種々の効果が発生します。

なお、この事業に関しまして現在大阪府モノレール建設事務所、門真市、守口市、大東市、大阪市および東大阪市において関係図書が自由にご覧になれるよう備え置いておりますので、あなたの土地が事業用地の区域内にあるかどうかご確認ください。

本事業につきましてご不明な点がございましたら大阪府モノレール建設事務所までお問い合わせいただければ、職員が説明させていただきます。

大阪モノレール建設事務所 建設課

大阪府八尾市荘内町二丁目1番36号

072-944-1515(代)

# 目次

1. 事業の概要

2. 事業認可による効果と制限

3. 今後の手続きとスケジュール

4. 各駅舎のイメージ

# 今後の手続きとスケジュール

①

事業説明

②

現地測量

③

建物等の調査

④

土地買収価格及び  
補償金額の算定

⑤

補償内容等の説明

⑥

契約締結・登記

⑦

建物等の移転・  
土地の引き渡し

⑧

契約金の支払い

⑨

工事着手

# 今後の手続きとスケジュール

## 1. 事業説明

事業の目的や概要などを関係者の方々に説明します。

## 2. 現地測量

買収する土地の区域や面積を確定するため、測量し境界等を確認します。

## 3. 建物等の調査

土地の買収価格や建物等の移転についての補償金を適正に算定するために、建物内部や利用状況を含めて、詳細な調査を実施します。

調査においては、建物所有者や借家人の方にも立ち会っていただきます。

## 4. 土地買収価格及び補償金額の算定

土地買収価格や建物等の移転や撤去に伴う費用について、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算定します。

# 今後の手続きとスケジュール

5. 補償内容等の説明  
土地買収価格や補償金額を提示し、内容等について説明を行います。
6. 契約締結・登記  
内容に合意いただくと、契約の締結を行います。  
土地の所有権移転登記につきましては、大阪府が行います。  
登記完了後、契約金額の一部（前払い金）をお支払いします。
7. 建物等の移転・土地の引渡し  
建物や工作物等については、それらの所有者により撤去・移転を行っていただいたうえで、土地の所有者から大阪府が引き渡しを受けます。
8. 契約金の支払い  
土地の引渡しを受けた後に、残金をお支払いします。
9. 工事着手

# 目次

1. 事業の概要
2. 事業認可による効果と制限
3. 今後の手続きとスケジュール
4. 各駅舎のイメージ

# 各駅舎のイメージ

## ■ (仮称) 門真南駅と (仮称) 鴻池新田駅のイメージパース

(仮称)門真南駅



(仮称)鴻池新田駅



# 各駅舎のイメージ

■ (仮称) 荒本駅 と (仮称) 瓜生堂駅のイメージパース



# 参考資料

## ■モノレール構造物の事例（大阪モノレール）



# 参考資料

## ■モノレール構造物の事例（大阪モノレール）

